

○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。  「一〇五 略」</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項  イ 「略」  ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 略」  「七〇九 略」</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。  一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」  「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」  イ 「同上」  ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 同上」  「七〇九 同上」</p> <p>4 「同上」  一 「同上」</p>

「イ・ロ 略」

ハ|| リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七  
条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。  
以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセッ  
トのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により  
信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条  
及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係  
る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエク  
スポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出  
した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー  
又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用  
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出  
した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー  
又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用  
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比  
率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自  
己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・  
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク  
スポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比

「イ・ロ 同上」

ハ|| 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百  
四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算するこ  
とをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る  
信用リスクに対する所要自己資本の額

率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される

〔ニ・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

エクスポージャーの額

〔ト〕又 略〕

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 略〕

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

六

〔略〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ

〔ト〕又 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

六

〔同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー

なし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ

クロスボージャー

八 「略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇リ 略」

「八〇十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

八 「同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号までに(これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇リ 同上」

「八〇十 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ|| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(1)| 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2)| 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3)| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(4)| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5)| 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイト

ハ|| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十  
二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出  
するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・  
アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化  
エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。  
）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十  
三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十  
九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二  
百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第  
九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定  
により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される  
エクスポージャーの額

〔ト・ヌ 略〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リス

〔ニ・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される  
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関す  
る次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。  
）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十  
三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告  
示第九十九条、第百一条及び第百十條第一項において準用する  
場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・  
ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト・ヌ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕



ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔8〕 略

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 略

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

七 〔略〕

八 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は

〔1〕～〔8〕 同上

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

七 〔同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>5 九 〔略〕</p> <p>自己資本比率告示第四百十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>自己資本比率告示第四百二十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>自己資本比率告示第四百二十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>自己資本比率告示第四百二十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>自己資本比率告示第四百二十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p>	<p>5 九 〔同上〕</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 略」</p> <p>「七〇九 略」</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ・ロ 略」</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 同上」</p> <p>「七〇九 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p>

ハ

リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

ハ

信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ニ・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕又 略〕

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 略〕

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

六 〔略〕

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエ

〔ト〕又 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

六 〔同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

クスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー



八 「略」	5 「略」	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)	第三条 「略」	2 「略」	3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	「一〇六 略」	七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ 「略」	ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	「ハ〇リ 略」	「八〇十 略」	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	一 「略」	二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	「イ・ロ 略」	ハ 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの
八 「同上」	5 「同上」	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)	第三条 「同上」	2 「同上」	3 「同上」	「一〇六 同上」	七 「同上」	イ 「同上」	ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号まで(これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	「ハ〇リ 同上」	「八〇十 同上」	4 「同上」	一 「同上」	二 「同上」	「イ・ロ 同上」	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー

ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

みなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十

二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト・ヌ 略〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する

〔二・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト・ヌ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

る次に掲げる事項

〔1〕(8) 略

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 略

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

七 〔略〕

八 Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク

〔1〕(8) 同上

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

七 〔同上〕

八 Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>5 九 [略]</p> <p>ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p>
	<p>5 九 [同上]</p>

[

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を中心に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第四号<sup>農林水産省</sup>。以下「自己資本比率告示」という。）及び農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第四号<sup>農林水産省</sup>。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第四号<sup>農林水産省</sup>。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣</p>

及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

「一〇五 略」

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百七十九条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハト 略」

「七〇十 略」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十号により作成するものとする。）

十二 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適

及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハト 同上」

「七〇十 同上」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 「同上」

4 「同上」



用しない。

一 「略」

二 二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十四条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十四条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十四条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本

一 「同上」

二 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額

本比率告示第百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5 「略」

6 第二項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号（第一面に限る。）により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

5 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に

2

「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供して

2

「同上」

3 「同上」

定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供して

いるものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 「略」

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号（第二面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第四条 規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長

いるものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と読み替えるものとする。

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 「同上」

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第四条 規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長

官が別に定める事項（農林中央金庫の半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

〔2〕4 略〕

5|| 第二条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前年同期」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第五条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、第三条第三項

官が別に定める事項（農林中央金庫の半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第五条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号

中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

（四半期の開示事項）

第六条 規則第百十六條第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇九 略〕

十|| 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

十一|| 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

十二|| 単体レバレッジ比率に関する事項

十三|| 〔略〕

十四|| 〔略〕

十五|| 〔略〕

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。）により、同項第八号及び第

に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

（四半期の開示事項）

第六条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十|| 〔同上〕

十一|| 〔同上〕

十二|| 〔同上〕

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。）により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第

十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号（第一面に限る。）により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第四号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。

3 〔監〕

(別紙様式第一号)

[表 別紙2]

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のもがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第30の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」と題する文書のノンブレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、それぞれ作成するものとする。

3 〔監〕

(別紙様式第一号)

[表 別紙1]

(1) 〔同左〕

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のもがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙二における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 〔同左〕

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バツプラー

a 「最低単体資本バツプラー比率」から「単体資本バツプラー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 当期に係る別紙様式第八号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バツプ

等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]



「フリー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツフナー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11) その他

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

- 
- a ヘ欄には、この様式と別紙様式第十号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない）。
  - b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
  - c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
-

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
[略]				
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
[同左]				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバックス方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となつて <b>いる証券化エクスポージャー</b>			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となつて <b>いる証券化エクスポージャー</b>			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関数方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

それぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオルパツク方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法適用方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ [略]  
㉕ [略]  
㉖ [略]  
㉗ [略]  
㉘ [略]  
㉙ [略]  
㉚ [略]  
㉛ [略]  
㉜ [略]  
㉝ [略]  
㉞ [略]  
㉟ [略]  
㊱ [略]

㊲ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ [同左]  
㊲ [同左]  
㊳ [同左]  
㊴ [同左]  
㊵ [同左]  
㊶ [同左]  
㊷ [同左]  
㊸ [同左]  
㊹ [同左]  
㊺ [同左]  
㊻ [同左]  
㊼ [同左]  
㊽ [同左]

㊾ [加える。]



産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号）第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びヘ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面) 【略】

(第三面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「

(第二面) 【同左】

(第三面)

【同左】

(注)

【同左】

- a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「

<p>「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 略]</p> <p>(第四面)</p>	<p>「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 同左]</p> <p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の</u>資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものを含む。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース</u></p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>種数の</u></p>

<p>・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>【a～i 略】</p> <p style="text-align: right;">(第六面)</p>	<p>【a～i 同左】</p> <p style="text-align: right;">(第六面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>【a～m 略】</p> <p style="text-align: right;">(第七面)</p>	<p>【a～m 同左】</p> <p style="text-align: right;">(第七面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リス</u></p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数</u></p>

<p>ク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率報告第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p><u>の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</u></p>
<p>[a～gg 略]</p> <p>(第八面)</p>	<p>[a～gg 同左]</p> <p>(第八面)</p>
<p>[表略]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示及び持株自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。</p>
<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率報告第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</u></p>	<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</u></p>
<p>[a～z 略]</p> <p>〔(第九面)～(第十三面) 略]</p> <p>(第十四面)</p> <p>(単位：百万円)</p>	<p>[a～z 同左]</p> <p>〔(第九面)～(第十三面) 同左]</p> <p>(第十四面)</p> <p>(単位：百万円)</p>

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	RC	PPE	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る <sup>α</sup>	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額
【略】						

【(注) 略】

【(第十五面)～(第二十一面) 略】

(第二十二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率報告示第一条第六十二号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率報告示第二百二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全て

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	再構築コ スト	アドオン	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る <sup>α</sup>	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額
【同左】						

【(注) 同左】

【(第十五面)～(第二十一面) 同左】

(第二十二面)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率報告示第一条第六十二号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率報告示第二百五十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

を満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e 本欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法(自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。))の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e 本欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~1 略]

(第二十三面)

[表略]

a [略]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十二号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさな

[f・g 同左]

- h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額はロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~1 同左]

(第二十三面)

[同左]

a [同左]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十二号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後

い場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用

のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当



リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する  
所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[略] ]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 <sup>進捗方式又は内部評価方式</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付 <sup>進捗方式</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法 <sup>進捗方式</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		

該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する  
所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[同 左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 <sup>における外部格付進捗方式又は内部評価方式</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法 <sup>における指定関数方式</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法 <sup>が適用される証券化エクスポージャー</sup>		
9	自己資本比率 <sup>告示第二百二十四条第一項の規定により</sup> 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		

	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> <u>準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> <u>準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

〔同左〕

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百二十五条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百二十九条第一項（自己資本比率告示第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百二十九条第一項（自己資本比率告示第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

[加える。]

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の

Ⓙ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⅰ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅱ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅲ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

○ [略]

㊦ [略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する  
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

Ⅰ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅱ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅲ 項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊦ [同左]

○ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する  
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ	合計	【略】
【略】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法 <sup>1)</sup> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付 <sup>2)</sup> 方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法 <sup>3)</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法 <sup>1)</sup> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付 <sup>2)</sup> 方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法 <sup>3)</sup> により算出した信用リスク・アセット		
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

項番	イ	合計	【同左】
【同左】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法における外部格付 <sup>2)</sup> 方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法 <sup>3)</sup> が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法における外部格付 <sup>2)</sup> 方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット		
13	自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
15	<u>外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
16	<u>標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
17	<u>1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百四十四条に規定

所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
15	<u>内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
16	<u>標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>
17	<u>自己資本比率告示第二二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>

(注)

[同左]

[a～e 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百二十九条第一項 (自己資本比率告示第二四十七条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百二十九条第一項

するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百二十五条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

㊦ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

㊧ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊨ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊩ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び

(自己資本比率告示第二百四十七条第一項において運用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

[加える。]

㊦ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊧ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊨ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四



第二十四面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項  
イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつて  
いる証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致  
する。

Ⓙ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リ  
スク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが  
適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計  
額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつている証券化エクスポ  
ートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番14「内部格付手法」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャー  
に係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法」又は  
内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の  
額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつてい  
る証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法又は内部評価方式適用分」の項ハ  
欄の額と一致する。

Ⓛ 項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」  
の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポ  
ートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リス  
ク・アセット」の額の算出対象となつている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付  
方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額  
は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつている証券化エクス  
ポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番13「自己資本比率」第二二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイ  
トが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及  
び第二十四面の項番13「自己資本比率」第二二十四条第一項の規定により1250%の  
リスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」  
の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつてい  
る証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と  
一致する。

Ⓚ 項番14「内部格付手法」における外部格付又は内部評価方式が適用される証券化  
エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格  
付手法」における外部格付又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャ  
ーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセ  
ット」の額の算出対象となつている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付におけ  
る外部格付又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番15「内部格付」における指定関数が適用される証券化エクスポートジャーに係  
る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付」における指定関  
数が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計  
額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となつている証券化エ  
クスポートジャーのうち、内部格付における指定関数適用分」の項ハ欄の額と一致

Ⅱ 項番16「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅲ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

○ 〔略〕

Ⅱ 〔略〕

〔(第二十六面)～(第三十二面) 略〕

する。

Ⅰ 項番16「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅱ 項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⅲ 〔同左〕

○ 〔同左〕

〔(第二十六面)～(第三十二面) 同左〕

(別紙様式第三号)

[表 別紙4]

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書の「ゾングレポートCC1」における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

(別紙様式第三号)

[表 別紙3]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙二における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

いう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、右欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 連結自己資本比率及び資本バツプラー

当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

う。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11) その他

a ヘ欄には、この様式と別紙様式第十一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。  
[加える。]

(別紙様式第四号)

(第一面)

[別紙 5]

(第二面)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
【略】				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に1.4を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に1.4を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
【略】				

(注)

(別紙様式第四号)

[加える。]

[付する。]

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
【同左】				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
【同左】				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- b 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- c レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この面において同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- d 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
- b レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には同条第二項第一号に掲げる

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。
- b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- d 本様式に定める各項目につき、金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。

合計額を記載すること。

- c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- d レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
- e レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。
- f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 6 と項番 7 との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れ



た証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (Δ)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第三項における、 $CVM_p$  の額を記載すること。

i レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (Δ)」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額 (同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額) をいう。

k レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額 (同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額) を記載すること。

l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (Δ)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、農林中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該農林中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額

を記載すること。

iii レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブの净额」の項には、同条第九項の規定により、農林中央金庫又は連結子法人等がクレジット・デリバティブの提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該農林中央金庫又は連結子法人等がクレジット・デリバティブを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。

b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（科目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（科目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（科目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier1資本の額をいう。

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際株式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b この面における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「―」を記載すること。

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット 当半期 末	前半期 末	
	/			
【略】				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ボンゾート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット 当半期 末	前半期 末	
	/			
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーパスブック方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付準拠方式</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 準拠方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付手法</u> における指定関数方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百四十四条第七項を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及び三欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

それぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオルパツク方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ

[加える。]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。



hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jd [略]  
 ke [略]  
 ll [略]  
 mm [略]  
 nn [略]  
 oo [略]  
 pp [略]  
 qq [略]  
 rr [略]  
 ss [略]

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ss [同左]  
 hh [同左]  
 ll [同左]  
 jd [同左]  
 ke [同左]  
 ll [同左]  
 mm [同左]  
 nn [同左]  
 oo [同左]  
 pp [同左]  
 rr [同左]  
 ss [同左]  
 tt [加える。]

資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号）第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、種数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十

<p>四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~p 略]</p> <p>(第三面)</p>	<p>四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~p 同左]</p> <p>(第三面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウェイト</u>のみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)<u>及び</u>信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 略]</p> <p>(第四面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)<u>並びに</u>信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 同左]</p> <p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウェイト</u>のみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)<u>及び</u>信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第四百十</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)<u>並びに</u>信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第四百十</p>

<p>四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 略]</p> <p>(第五面)</p>	<p>四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 同左]</p> <p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u> (自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 略]</p> <p>(第六面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u> (自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 同左]</p> <p>(第六面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)<u>に係る信用リスクは対象外とする。</u></p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)<u>に係る信用リスクは対象外とする。</u></p>

[a～z 略]

〔（第七面）～（第九面） 略〕

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	[略]	RC	PFE	実効PFE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る <sup>α</sup>	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー

〔（注） 略〕

〔（第十一面）～（第十六面） 略〕

（第十七面）

〔表略〕

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十二号イに掲げ

[a～z 同左]

〔（第七面）～（第九面） 同左〕

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	[同左]	再構築コ スト	アドオン	実効PFE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る <sup>α</sup>	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー

〔（注） 同左〕

〔（第十一面）～（第十六面） 同左〕

（第十七面）

〔同左〕

（注）

〔同左〕

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十二号イに掲げ

る事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e 本欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性

る場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法(自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。))の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e 本欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第

補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。) の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれていない場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~1 略]

(第十八面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十二号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの

二百二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~1 同左]

(第十八面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十二号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十四条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとす。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十二号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとす。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。



【f・g 略】

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はホ欄に計上すること。

【i～】 略】

（第十九面）

（単位：百万円）

<p><b>SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）</b></p>		<p>イ</p>		<p>【略】</p>
<p>項番</p>	<p>【略】</p>		<p>合計</p>	<p>】</p>
			<p>エクスポージャーの額（算出方法別）</p>	
6	<p>内部格付手法<u>進地方式</u>又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</p>			
7	<p>外部格付<u>進地方式</u>が適用される証券化エクスポージャー</p>			
8	<p><u>標準的手法</u><u>進地方式</u>が適用される証券化エクスポージャー</p>			

【f・g 同左】

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はホ欄に計上すること。

【i～】 同左】

（第十九面）

（単位：百万円）

<p><b>SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）</b></p>		<p>イ</p>		<p>【同左】</p>
<p>項番</p>	<p>【同左】</p>		<p>合計</p>	<p>【同左】</p>
			<p>エクスポージャーの額（算出方法別）</p>	
6	<p>内部格付手法における外部格付<u>進地方式</u>又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</p>			
7	<p>内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー</p>			
8	<p><u>標準的手法</u>が適用される証券化エクスポージャー</p>			

9	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> または <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付手法</u> 方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> または <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付手法</u> 方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> 準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

9	自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> または <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> または <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百二十五条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二十九条第一項（自己資本比率告示第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二十九条第一項（自己資本比率告示第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

[加える。]

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法における外部格付

出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌈ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合

準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌋ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合

計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌚ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌚ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番	イ	合計	[略]
[略]			
エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <b>準拠方式</b> 又は <b>内部評価方式</b> が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付 <b>準拠方式</b> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的 <b>手法準拠方式</b> が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <b>準拠方式</b> 又は <b>内部評価方式</b> により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付 <b>準拠方式</b> により算出した信用リスク・アセット		

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番	イ	合計	[同左]
[同左]			
エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <b>準拠方式</b> 又は <b>内部評価方式</b> が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定 <b>関数方式</b> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的 <b>手法</b> が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示 <b>第二百二十四条第一項の規定</b> により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <b>準拠方式</b> 又は <b>内部評価方式</b> により算出した信用リスク・アセット		
11	内部格付手法における指定 <b>関数方式</b> により算出した信用リスク・アセット		

12	標準的手法 <b>準備方式</b> により算出した信用リスク・アセット		
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	<u>内部格付手法準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	標準的手法 <b>準備方式</b> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示**第二百四十四条**に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット		
13	自己資本比率告示 <b>第二二十四条</b> 第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	<u>内部格付手法</u> における外部格付準備方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>内部格付手法</u> における指定 <b>関数方式</b> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	自己資本比率告示 <b>第二二十四条</b> 第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示**第二二十九条**第一項 (自己資本比率告示**第二四十七条**第一項において準用する場合を含む。))に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載す

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百四十四条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百二十五条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

㉑ 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

㉒ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

㉓ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証

ること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百二十九条第一項（自己資本比率告示第二百四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十二条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

㉑ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

㉒ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセ



券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポ

ットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13 「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「内部格付手法における指定関数

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ 【略】

㉗ 【略】

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ 【同左】

㉗ 【同左】

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式 の該当番 号		イ	ロ
		リスク・アセット 当四半 期末	前四半 期末
[略]			
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（ルック・ス ルー方式）		
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（ペンデント 方式）		
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）		
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）		

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式 の該当番 号		イ	ロ
		リスク・アセット 当四半 期末	前四半 期末
[同左]			
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクス ポージャー		
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用 されるエクスポージャー		

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）		
[略]			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 標準方式又は内部評価方式適用分		
14	うち、 <u>外部格付手法</u> 標準方式適用分		
15	うち、 <u>標準的手法</u> 標準方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

s 項8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の

[同左]			
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格付標準方式又は内部評価方式適用分		
14	うち、 <u>内部格付手法</u> における指定関係方式適用分		
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分		
[同左]			

(注)

[同左]

[a~r 同左]

s 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓙ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第七項を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓚ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓛ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ

Ⓙ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

れ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式(250%)）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポーシチャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポーシチャーのうち、内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポーシチャーのうち、内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末

[加える。]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポーシチャーのうち、内部格付手法 における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法 における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポーシチャーのうち、内部格付手法 における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、

を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番

は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法」における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法」における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的

12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

g8 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自

手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

g8 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイト



「自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj	[略]
kk	[略]
ll	[略]
mm	[略]
nn	[略]
oo	[略]
pp	[略]
qq	[略]
rr	[略]
ss	[略]
tt	項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称

トが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

uu	[同左]
hh	[同左]
ii	[同左]
jj	[同左]
kk	[同左]
ll	[同左]
mm	[同左]
nn	[同左]
oo	[同左]
pp	[同左]
	[加える。]

---

称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・農林水産省告示第三号）第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びビハ欄は、記載することを要しない。）。

【（第二面）～（第四面） 略】

---

【（第二面）～（第四面） 同左】

---

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM 1：主要な指標 (単体)						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
12	単体資本パツ フナー比率					
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポー ジヤーの額					
14	単体レバレッ ジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号 (以下この様式において「項番」という。) 10 の「G-SIB/D-SIB パツフナー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番 8 「資本保全パツフナー比

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM 1：主要な指標 (単体)						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
12	単体資本パツ フナー比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号 (以下この面において「項番」という。) 10 の「G-SIB/D-SIB パツフナー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

- [加える。]

率」の項の比率は同様式の項番 65 「うち、資本保全バツフター比率」の項の比率と、項番 9 「カウンタター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率は同様式の項番 66 「うち、カウンタター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率と、項番 10 「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率は同様式の項番 67 「うち、G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率と、項番 11 「最低単体資本バツフター比率」の項の比率は同様式の項番 64 「最低単体資本バツフター比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

㉔ [略]

㉕ 項番 13 「総エクスボージャーの額」及び項番 14 「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉖ この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「ー」を記載すること。(㉔に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

㉗ この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

㉘ この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

㉙ [同左]  
[加える。]

㉚ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。(㉙に該当する場合には、当該項は削除することができる。)

㉛ この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

㉜ この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第九号)

〔表略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びびバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔略〕

h 当期に係る別紙様式第三号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バツフナー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

g この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること。

d この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第九号)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔同左〕

〔加える。〕

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

<p><u>(別紙様式第十号)</u> [別紙 6]</p> <p><u>(別紙様式第十一号)</u> [別紙 7]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2+26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通出資 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		

23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通出資に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライ ツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>				
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調 達手段の額		
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
<b>その他 Tier1 資本</b>				
44		その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)		
<b>Tier1 資本</b>				
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>				
46		Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
47+49		適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額		
50		一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の		



	合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
<b>Tier2 資本</b>			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		
<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		
<b>リスク・アセット (5)</b>			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
<b>自己資本比率</b>			
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が		

	零を下回る場合にあっては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十号 (CC2) の参照項 目
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手			

		段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>					
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			

<b>その他 Tier1 資本</b>				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(へ)		
<b>Tier1 資本</b>				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ))	(ト)		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額		(チ)	
<b>Tier2 資本に係る調整項目 (5)</b>				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額		(リ)	
<b>Tier2 資本</b>				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))		(ヌ)	
<b>総自己資本</b>				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))		(ル)	
<b>リスク・アセット (6)</b>				
60	リスク・アセットの額		(ヲ)	
<b>自己資本比率及び資本バッファ (7)</b>				
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			

64	最低単体資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	単体資本バッファ比率			
<b>調整項目に係る参考事項 (8)</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)</b>				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)</b>				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通出資 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に		

		関連するものの額		
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>				
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34-35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
33		うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35		うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
<b>その他 Tier1 資本</b>				
44		その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)		
<b>Tier1 資本</b>				
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		



Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48・49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		
リスク・アセット (5)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
連結自己資本比率			
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		

73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項 目
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>					
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)				
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>					
	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
30	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33		うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35		うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				

その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他			

	外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
<b>Tier2 資本</b>				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
<b>総自己資本</b>				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
<b>リスク・アセット (6)</b>				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
<b>連結自己資本比率及び資本バッファ (7)</b>				
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	連結資本バッファ比率			
<b>調整項目に係る参考事項 (8)</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)</b>				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控			

	除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)</b>				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(第一面)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
<b>オン・バランス資産の額 (1)</b>				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	貸借対照表における総資産の額		
1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (1)		
<b>デリバティブ取引等に関する額 (2)</b>				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である農林中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		



9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額	(ロ)	
<b>レポ取引等に関する額 (3)</b>				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスపోジターの額		
15		代理取引のエクスపోジターの額		
16	5	レポ取引等に関する額	(ハ)	
<b>オフ・バランス取引に関する額 (4)</b>				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスపోジターの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額	(ニ)	
<b>単体レバレッジ比率 (5)</b>				
20		資本の額	(ホ)	
21	8	総エクスపోジターの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ))	(ヘ)	
22		単体レバレッジ比率	((ホ) / (ヘ))	

(注)

(1) オフ・バランス資産の額

a 「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この面において同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
  - c 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
  - b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
  - c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
  - d レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
  - e レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。
  - f 「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺され

た当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。

g レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項における、 $CVM_p$ の額を記載すること。

i レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。

k レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。

l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、農林中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該農林中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

m レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」

の項には、同条第九項の規定により、農林中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該農林中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

- a 「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

- b この面における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c 「前期末」、「前半期末」及び「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号を 参照する番号又は 記号
<b>資産の部</b>			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
<b>負債の部</b>			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
<b>純資産の部</b>			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる場合に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。



(単位：百万円)

CC 2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第三号を 参照する番号又は 記号
<b>資産の部</b>			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
<b>負債の部</b>			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
<b>純資産の部</b>			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第三号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定項目が別紙様式第三号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。